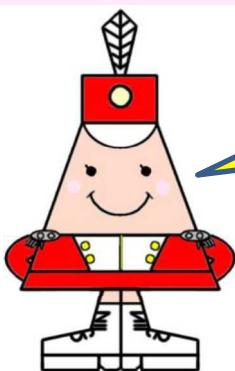


秋田県迷惑行為防止条例に改正！

(旧:公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例)

令和2年4月1日施行



盗撮の規制が強化されました！

規制場所の拡充

- ☆ 従来の規制場所であった「公共の場所・公共の乗物」に加え、「特定かつ多数の人が集まる場所又は利用する乗物」を拡充



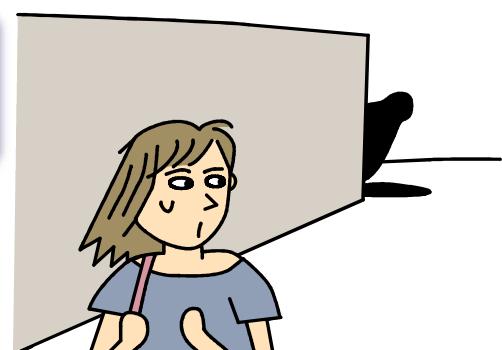
禁止行為の追加

- ☆ 盗撮目的でカメラ等を人に向ける行為や設置する行為を規制対象に追加



つきまとい行為の禁止行為を追加！

住居等の付近をうろつく行為



- ☆ 正当な理由がないのに、不安又は著しい迷惑を覚えさせる方法で、相手の住居や勤務先周辺などをうろつく行為を禁止

SNSやブログでの嫌がらせ行為



- ☆ 拒まれたにもかかわらず連続して、嫌がらせで相手のSNSにメッセージを送信したり、相手のブログなどに書き込みを行ったりする行為を禁止

主な改正内容

第4条(卑わいな行為の禁止)

● 規制場所の拡充

下着等の盗撮行為の規制が、「特定かつ多数の人が集まる場所又は利用する乗物」にも拡充。

(例) 会社の事務所、学校や塾の教室、パーティ会場、貸切バス、送迎バスなど

● 禁止行為の追加

スカート内の下着等の「盗撮」や「のぞき見」、住居、浴場、更衣場、便所等での半裸、全裸の人の「盗撮」のほか、下着や裸などを盗撮しようとして、

○ カメラ等を人に「向ける行為」

○ カメラ等を便所や更衣場等に「設置する行為」

を禁止行為に追加。



罰則

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(変更なし)

常習の場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

第5条(つきまとい行為等の禁止)

条例では、ストーカー規制法の規制が及ばない、恋愛感情以外の感情(妬みや嫌がらせなど)に基づき、相手に不安又は著しい迷惑を覚えさせるような方法で反復して行われる以下の行為を禁止しています。

- | | | | |
|--------------------------|-----------|-----------------|------------|
| ①つきまとい等 | ②行動監視等の告知 | ③面会等の要求 | ④粗野又は乱暴な言動 |
| ⑤無言電話・拒絶後の連続電話、電子メールの送信等 | | ⑥汚物等の送付 | |
| ⑦名誉を害する事項の告知 | | ⑧性的羞恥心を害する事項の告知 | |

これに加え、今回の改正では、

○ 住居等の付近をうろつく行為

○ 拒まれたにもかかわらず

→ SNSや会社内ネットワーク等を用いたメッセージ送信行為

→ 相手の開設したブログなどのコメント機能に書き込みをする行為

を新たに禁止します。



罰則

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

常習の場合、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

お問合せ先：秋田県警察本部生活安全部

生活安全企画課企画係（代表）☎018-863-1111

